

茅野市白樺湖ホテル山善解体撤去工事に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

令和3年8月25日

茅野市北山柏原財産区

1 業務の目的

本年度、観光庁が全国 100 箇所を目安に観光拠点を再生し、地域全体で魅力と収益力を高める事業について短期集中で強力に支援することを目的に、令和 2 年度 3 次補正予算を計上、「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」を募集した。

この事業に、一般社団法人ちの観光まちづくり推進機構が主体となり、計画には「白樺湖並びに蓼科湖におけるレイクリゾートの創生」、「マウンテンリゾートの再生」などを盛り込み申請し、採択された。

本業務は、「白樺湖並びに蓼科湖におけるレイクリゾートの創生」の中で、柏原財産区が事業主体となり、地域の課題となっている大規模廃屋「白樺湖ホテル山善」を解体撤去するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 令和 3 年度 白樺湖ホテル山善解体撤去工事
- (2) 履行期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 11 日まで
※本業務は、令和 4 年 2 月 28 日までに事業事務局へ完了実績報告書（支払完了分）を提出する必要があるが、履行期間は、片付け等の残工事を見越して 3 月 11 日までとしている。
- (3) 業務内容 建物解体 7 棟 A = 6, 1 3 2 m²
- (4) 概算額 金 2 0 0, 0 0 0 千円
※この金額は、見積合わせ時の予定価格となるものでない。

3 請負業者及び工法の選定方法

業務を実施するにあたり、立地特性による工期延長リスク、アスベスト等周辺環境への影響などの諸課題があり、その課題に留意し安全かつ速やかに実施できる工法を選定する必要がある。

また、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式によって請負事業者及び工法を選定することとする。

4 スケジュール

令和 3 年 8 月 25 日（水）	プロポーザル公募開始
令和 3 年 9 月 1 日（水） 9 時～12 時	現場説明会
令和 3 年 9 月 1 日（水） 17 時	参加表明届提出期限
令和 3 年 9 月 2 日（木） 17 時	質問受付締切
令和 3 年 9 月 6 日（月）～	質問回答公表
令和 3 年 9 月 8 日（水） 17 時	提案書受付締切
令和 3 年 9 月 10 日（金） 14 時～	ヒアリング・審査会
令和 3 年 9 月 13 日（月）	審査結果の通知・公表
令和 3 年 9 月 13 日（月）～21 日（火）	業務仕様の決定
令和 3 年 9 月 22 日（水）	仮契約
令和 3 年 9 月 28 日（火）	本契約（財産区議会承認）
令和 3 年 10 月 1 日（金）～令和 4 年 2 月末	工事期間

5 審査方法及び評価項目

本プロポーザルは、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」を準用し、茅野市柏原財産区に設置する審査会において審査を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を特定する。

審査は提案書類及びヒアリングによる審査とし、評価項目配点を合計して順位を決定する。

評価項目及び配点は以下のとおりとする。

	評価項目	配点
1	過去の業務実績	15
2	本事業の理解力	30
3	業務実施体制・作業工程	15
4	資料作成能力	10
5	見積費用	30

6 現場説明会

(1) 開催日時：令和3年9月1日（水）午前9時～12時まで

(2) 集合場所：白樺湖観光センター前駐車場

※当該建物への立入りには裁判所の許可が必要なため、現場説明会への来場を希望する場合は、前日までに連絡すること。

7 応募資格要件

- (1) 建設業法に定める「解体工事業」の特定建設業許可を受けていること。
- (2) 同工種に係る経営事項審査を受け、継続して更新していること。
- (3) 建設業法第26条に規定する監理又は主任技術者で、同種の工事経歴を有する者を専任で配置できること。

8 提案書の提出

(1) 提案書類（様式は任意）

① 業務実績調書

- ・本業務と同種業務の代表実績について、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額(業務規模)」を記入すること。
- ・配置技術者の経歴や実績、能力等から本業務に関してアピール出来る点を記入すること。

② 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・内訳書を添付すること。

③ 企画提案書

- ・解体する施設の立地特性、工程、周辺環境への影響の低減等を踏まえた、効率的かつ経済的な解体計画を提案すること。
- ・本業務を実施するにあたって特にアピールしたい事柄又は優位性を図等で明記すること。

(2) 提出部数

上記書類をA4縦フラットファイルに左綴じで作成し、正本1部と副本2部を提出すること。

(3) 提出方法

郵送又は持参とし、郵送の場合は、提出期限の日に必着とする。

(4) 提出先

〒391-0301 長野県茅野市北山2782 茅野市柏原財産区事務所

9 ヒアリング

提出された提案書に基づき、次のとおりヒアリングを実施する。

(1) 実施日時：令和3年9月10日（金）午後2時から

（時間及び会場は提案者へ別途連絡する。）

(2) 出席者：1社2名以内とする。

(3) 実施方法

提案書に基づき、1者30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）のヒアリングを予定している。必要な機材等がある場合は、原則提案者で用意すること。

10 業務仕様の決定と契約手続き

審査の結果、特定された事業者と提出された提案書類を参考に、業務仕様に関する協議を行い、協議が整った場合に仮契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の一部を変更する場合がある。また、協議が整わない場合にあつては、次順位の者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

仮契約締結後、柏原財産区議会の承認手続きを経て本契約となる。なお、契約保証金については、茅野市財務規則を準用する。

11 その他

提案書の作成等、このプロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。

12 問合せ先

〒391-0301 長野県茅野市北山2782 茅野市柏原財産区事務所

電話：0266（78）2358